

平成30年度行政監査 措置状況報告書

部局名：区長部局

1 指摘事項

(1) 協定文書が所在不明となっているものについて

<p>「災害現場における通訳人派遣に関する協力について」（平成6年3月目黒消防署と締結）と「めぐろエコの森」の整備及び環境交流事業に関する協定書（平成22年11月角田市と締結）に関しては、保存されているべき協定文書の原本が所在不明となっていた。</p> <p style="text-align: right;">（防災課、環境保全課）</p>	
所属名	措置状況
防災課	<p>「災害現場における通訳人派遣に関する協力について」の原本が所在不明となっていることについては、事態を重く受け止めている。今後は、キャビネット内の協定フォルダーの整理を随時行い、中身の点検をすることで文書の管理を徹底し、紛失防止を図る。</p>
環境保全課	<p>原本が所在不明であることは、所管部局として深く反省している。他の文書の保存年限が切れた際に一緒に廃棄したものと考えられる。</p> <p>協定書原本のような保存文書は、今後は他の文書と明確に区分し、キャビネット内の確実な保存場所で適切に管理するよう徹底していく。</p> <p>なお、本協定に関してはその写しを保存しているとともに、協定の内容に沿った活動を継続しており、協定の効力に問題は生じていない。</p>

2 意見・要望事項

(1) 協定の見直しについて

<p>1の指摘事項でも触れた「災害現場における通訳人派遣に関する協力について」（平成6年3月目黒消防署と締結）に関しては、所管課が確認したところ、締結先である目黒消防署においても、有効なものとして運用を考えている状況には既になかった。派遣実績も「なし」と推定されている。背景としては、その後に整備された「東京都防災（語学）ボランティア」制度の発足等があり、必要性が低下したためとのことであった。本協定は、地域防災計画（平成28年度修正）【資料編】に掲載されているものであり、協定としての実質が失われているのであれば、相手方と協議し、廃止等の適切な対応を図りたい。</p> <p style="text-align: right;">(防災課)</p>	
所 属 名	措 置 状 況
防災課	<p>本協力文書については、ご指摘のとおり、実績がなく必要性が低下している状況であることから、今後、目黒消防署とその必要性について協議し、取扱いを検討する。</p>

(2) 協定締結先との連絡等について

<p>いざというときなどに協定が実効性を発揮するためには、相手方の担当者の把握や、普段からの連絡が重要となる。</p> <p>この点では、「災害時におけるボランティア活動に関する協定」（平成23年3月に目黒区社会福祉協議会と締結）や「災害時における医薬品等の調達業務に関する協定」（平成25年12月株式会社マルタケ他と締結）など一部の災害時協定において、改善の余地が認められた。防災訓練への参加依頼や、年度当初には担当者の確認をし合うといったような機会を作り、相手方との連絡を心がけられたい。</p> <p style="text-align: right;">(防災課、健康推進課)</p>	
所 属 名	措 置 状 況
防災課	<p>定期的に担当者間で協定内容について確認を行うなど、災害時に協定が十分に実効性を発揮できるよう、協力体制の充実を図る。</p>
健康推進課	<p>平成31年3月12日に開催した目黒区薬剤師会・病院薬局長会による「目黒区薬剤師フォーラム」において災害時の医薬品提供に関わる協定6社の供給体制の準備状況の報告を受けるとともに意見交換も行った。</p> <p>今後も、定期的に開催する薬剤師会、病院薬局長連絡会に</p>

	も参加の機会を設けることとし、災害時の医薬品の供給関係をより緊密化していくこととする。
--	---

(3) 協定内容に関する協議について

<p>ア 「災害時におけるボランティア活動に関する協定」(平成23年3月目黒区社会福祉協議会と締結)</p> <p>協定第2条第3項に規定する総合庁舎内の災害ボランティアセンターの設置や、同第5条に規定するボランティア活動の支援に要する資機材や宿泊所等の確保に関しては、これまで具体的な協議はなされていない。様々な被災地の状況を踏まえた、目黒区社会福祉協議会との意見交換や、両者の合意に基づく一定の準備が必要である。 (防災課)</p>	
所 属 名	措 置 状 況
防災課	災害時にボランティアが被災地域の応急・復旧活動の支援に十分に取り組むことができるよう、ボランティアセンターの設置やボランティアへの資器材等支援の充実などについて、目黒区社会福祉協議会と協議を進めていく。

<p>イ 「災害時における避難行動要支援者等の支援に関する協定書」(平成27年4月北部包括支援センター事業委託事業者(株式会社やさしい手)他と締結)</p> <p>協定第3条第3項の規定から、協定締結者は区が編成する安否確認チームと要配慮者支援チームの活動に従事する形になる。しかし、その賃金的な費用についての取決めは何もなされていない。所管課としては無償での協力を前提にしているが、そうであるならば、有償との誤解のもとに支援活動が行われることがないように、事前にその意を相手方へきちんと伝え、そごが生じないように整理しておくことが重要である。</p> <p>なお、念のため、関係者の協力が十分得られない事態も想定し、そのときに両チームの活動をいかに構築していくかも、あらかじめ考えておく必要があると思われる。 (地域ケア推進課)</p>	
所 属 名	措 置 状 況
地域ケア推進課 (H31.4月以降は福祉総合課)	災害時における支援のため、無償での協力を想定しているが、改めて、各地域包括支援センター事業委託事業者と検討する。 また、災害時の対応については、福祉総合課だけにとどまらず、健康福祉部として地域包括支援センターとどのように連携・協力していくかを整理する。

ウ 「災害時における医薬品等の調達業務に関する協定」（平成25年12月株式会社マルタケ他と締結）

この件に関しては、詳細調査の対象とした企業以外の卸売販売業者5社とも同様の協定が結ばれている。

したがって、災害時に都区の備蓄品だけで対応ができず、区がこれらの事業者へ医薬品等の供給の要請をする場合には、順番を決めて依頼していくのか、均等割りにして全社に頼むのかなど、発注方法の問題が真っ先に生じる。また、卸売販売業者側の災害時の対策や行動を把握することなども、その供給能力等を想定する上では必要な事柄と思われる。

こうした点に関して、あらかじめすべての会社と確認し合い、合意しておくことが求められる。

(健康推進課)

所 属 名	措 置 状 況
健康推進課	医薬品卸業者の物流センターと本区との距離を勘案し、災害時に迅速に医薬品を配送することが可能な事業者と定期的な連絡、意見交換が必要である。 現在、災害時の医薬品について薬剤師会や目黒区病院薬局長会との定期的な連絡会を開催しているが、今後は医薬品卸業者も交えた連絡会を開催し、連携を図っていく。

(4) 協定締結の推進について

行政執行において、可能な限り第三者の協力を得ながら効果的かつ効率的に進めるということは、今後も重要な方策であり、そうした連携によって地域課題を解決していくことがますます求められる。また、そのような取組の集積が、区民福祉の向上に向けた新たな通路をうがつことにもなってくる。

協定の締結状況などから、本区の災害対策に関しては、既に先駆的な状況にあると思えるが、今後、その他の政策分野に関して、こうした方向をいかに強化していくかはやはり課題である。区の独自施策に資するという点だけでなく、民間事業者等との協定の締結と、それに基づく事務事業の推進が、区政の幅を広げ充実させる駆動力の一つとなっていくことが期待される。

そうした観点も踏まえ、民間事業者等との連携を一層深め、協定締結の拡充を図って行くためには、区側の更なる体制整備も必要と考えられる。

公民連携を積極的に求めているという対外的なアピールや、提携に応じる民間事業者等に対応する最初の窓口の一本化などがまず求められる。協定締結により、イメージアップ効果等を狙う企業等にも配慮し、区としてもその活動実績等の情報発信を工夫し、

充実させることも大切である。

そして、主に政策的な協定に関して、こうしたことを推進して行くには、区の協定の全体状況を把握しながら、関係所管との連絡調整役を担う組織の明確化等も必要になってくる。

このような課題の検討も進めつつ、今後の協定締結の拡充に向けて一層適切に取り組まれることを期待したい。

(政策企画課)

所 属 名	措 置 状 況
政策企画課	<p>企業や教育機関等との協力を得ながら、地域課題を解決していくことは、基本構想に掲げる「区民と行政の協働によるまちづくりの推進」に資するものであり、一層深めていくべきものと考えている。</p> <p>これまでも、区は、民間事業者等との間で様々な協定を結び、地域に根差した活動を通じて区民福祉の向上に向けた取組を行っている。</p> <p>今後も、政策企画課が全庁的視点から、包括連携協定の締結や協定事業の把握等において庁内の総合調整を図り、一体的に連絡調整役を担う必要があると考える。</p> <p>引き続き、民間事業者等と区のそれぞれが持つ機能や資源等を生かしつつ、連携の充実、情報発信の方法など様々な視点で検討を進めながら、区民サービスの向上を図っていく。</p>